

令和7年度第3回一関市子ども・子育て会議

日時：令和8年2月13日(金)

午後2時～午後4時

会場：一関保健センター1階 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 令和8年度の主な取組について **資料1**
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員について **資料2**
- (3) 乳児等通園支援事業の認可について **資料3**
- (4) 特定乳児等通園支援事業の利用定員について **資料4**
- (5) その他

4 その他

5 閉 会

一関市子ども・子育て会議委員名簿

R7年度

任期：令和7年5月20日～令和9年5月19日 (敬称略)

	委員の区分	所 属 等	氏 名	
1			ち は けん た 千 葉 健 太	
2			き むら まさ おし 木 村 政 義	
3			ない き ゆう た 内 記 裕 太	
4			くま がい しょう こ 熊 谷 招 子	
5			なが きわ よし こ 永 澤 芳 子	欠席
6			くま がい よし お夫 熊 谷 慶 夫	
7			お の でら あや こ 小 野 寺 文 子	
8			たか はし きみ よし 高 橋 仁 省	
9			お の でら ひろ き 小 野 寺 浩 樹	欠席
10			すが わら まとし 菅 原 敏	
11			あ べ つよむ 阿 部 務	欠席
12			ち は まさ き 千 葉 真 樹	
13			しづ や ひろの 澁 谷 ひろの	
14			わか やま しのり 若 山 義 典	欠席
15			お やま か よ 小 山 佳 代	

事務局

所属	職名	氏 名	備 考
健康子ども部	部長	まつ た けい し 松 田 京 士	
健康子ども部こども家庭課	こども家庭課長	さか もと とく こ 坂 本 寿 究 子	
健康子ども部児童保育課	課長	いづみ たく や 岩 瀨 琢 哉	
健康子ども部こども家庭課	課長補佐兼こども企画係長	すず き 佐 保 鈴 木 佐 保	
健康子ども部こども家庭課	課長補佐兼子育て応援係長	たけ だ あき こ 武 田 暁 子	
健康子ども部こども家庭課	おやこ健康係長	すず き その え 鈴 木 園 恵	
健康子ども部児童保育課	入所入園係長	わた なべ ひろゆき 渡 邊 博 幸	
健康子ども部児童保育課	主任主事	くま がい き ちゅう 熊 谷 卓 祐 泉	
健康子ども部こども家庭課	主事	ち は 流 る 千 葉 流 瑠	
まちづくり推進部いきがいづくり課	市民センター係長	さ とう やす たか 佐 藤 康 隆	
教育委員会教育総務課	課長補佐兼教育企画係長	すず き まこと と実 鈴 木 真 実	
教育委員会学校教育課	学校教育係長	さ とう とも かず 佐 藤 智 一	

令和7年度第3回子ども・子育て会議 座席表

令和8年2月13日(金) 14:00～16:00
一関保健センター1階 多目的ホール

内記 裕太 委員	熊谷 招子 委員	熊谷 慶夫 委員	高橋 仁省 委員
木村 政義 委員			千葉 真樹 委員
千葉 健太 委員			小山 佳代 委員

菅原 敏 (会長)	小野寺 文子 (副会長)
-----------	--------------

児童保育課 入園入所係長	児童保育課長	健康こども部長	こども家庭課長	こども家庭課 こども企画係長	こども家庭課 子育て応援係長
-----------------	--------	---------	---------	-------------------	-------------------

児童保育課 熊谷主任主事	学校教育課 学校教育係長	教育総務課 教育企画係長	いきがいづくり課 市民センター係長	こども家庭課 おやこ健康係長	こども家庭課 千葉主事
-----------------	-----------------	-----------------	----------------------	-------------------	----------------

出入口

傍聴席・記者席 計5

令和 8 年度の主な取組について

1 利用者支援事業

【事業概要】

こども又はその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【令和 8 年度の取組について】

本庁こども家庭課等において、各種の相談・助言を行う環境を整えています。
 「特定型」：保育所入所希望者への情報提供を行う専門職員（保育コンシェルジュ）を児童保育課に配置し実施します。
 「こども家庭センター型」：市こどもセンター（一関保健センター内）を中心に、母子保健領域と児童福祉領域の支援を一体的に行います。
 「基本型」：地域子育て相談事業（通称「ハグミー」）を市内保育所等へ委託し、市民が身近な地域で相談できる仕組みを整備して実施します。

単位：箇所

実施箇所数	R5 年度計画	R5 年度実績	R6 年度計画	R6 年度実績	R7 年度計画	R8 年度計画
特定型					1	1
こども家庭センター型					1	1
基本型	8	8	8	8	27	27
(地域子育て相談機関)					27	27

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば事業・おやこひろば事業）

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【令和 8 年度の取組について】

おやこ広場（千厩保健センター内、なのはなプラザ内）、ふれあいひろば（一関保健センター内）、地域子育てひろば（市内 5 箇所）を開設し、利用者同士の交流促進を図るほか、保育士等のスタッフが子育てについての相談や助言、各種情報提供を行います。また、乳幼児健診や SNS 等を活用して本事業の周知を積極的に行います。

単位：件

	R5 年度計画	R5 年度実績	R6 年度計画	R6 年度実績	R7 年度計画	R8 年度計画
おやこ広場	1,640	505	1,600	429	928	938
ふれあいひろば		380		471		
子育てひろば		52		61		
計	1,640	937	1,600	961	928	938

3 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

保健師、助産師（委託を含む）が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

出生したすべての家庭を訪問し、母子の健康状態の把握を行うとともに、必要な支援をコーディネートしながら安心して子育てができるよう、母子に寄り添った対応を図ります。

単位：件

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
訪問件数	560	434	540	355	430	416

4 養育支援訪問事業、その他の要支援児童・要保護児童の支援に資する事業

【事業概要】

該当家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師やこども家庭支援員等が、養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

育児相談や乳幼児健康診査等の各種事業から養育支援が特に必要な家庭を把握し、家庭訪問や発達支援相談を通じて、適切な養育ができるよう助言・指導を行います。

単位：件

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
指導・助言件数	250	207	250	209	100	100

5 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設・乳児院で、必要な養育・保護を行う事業です。

当市では、児童養護施設「一関藤の園」「大洋学園（大船渡市）」

乳児院「善友乳児院（盛岡市）」「日赤岩手乳児院（盛岡市）」で実施しています。

【令和8年度の取組について】

事業の周知とともに、保護者の入院やレスパイト（休息）など多様なニーズに応じ市民が利用しやすい方法を検討しながら、事業を継続します。

単位：人

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
ショートステイ	40	64	40	5	86	97
実人数	—	9	—	3	—	—
トワイライトステイ	2	0	2	0	1	1
実人数	—	0	—	0	—	—

6 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会を設置し、行政・医療・福祉・教育等の各関係機関と連携しながら、要保護児童等に対する支援を強化する事業です。

【令和8年度の取組について】

法務局、医師会、保健所、警察署、教育委員会、民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉協議会等の各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会について、代表者会議を年1回、実務者会議を年4回開催し、それぞれの専門性を活かしながら、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、要保護児童等の支援を行います。

7 ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者について、児童の預かり等の支援を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該支援を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【令和8年度の取組について】

一関市社会福祉協議会に事業委託し、ニーズに応じた利用ができるようにするために周知を強化して継続します。

単位：人

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
協力会員	770	130	815	131		
依頼会員		481		470		
両方会員		25		27		
合計	770	636	815	628		
延べ利用者数	-	380	-	624	350	350

8 一時預かり事業

【事業概要】

「幼稚園型」：幼稚園における通常の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の要請に応じて預かり保育を実施する事業です。

「一般型」：家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、主として昼間に預かり保育を実施する事業です。

【令和8年度の取組について】

保護者のニーズに対応し、安心して児童を預けられる環境を整備するため、保育士の確保に努めます。

「幼稚園型」

延べ利用者数 公立園		単位：人回/年				
延べ利用者数 私立園	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
一関・花泉地域	10,200	31,537	10,200	32,915	40,083	40,083
旧東磐井地域	1,200	14,452	1,200	13,876	19,091	19,091
公立幼稚園・こども園	20,000	6,074	20,000	6,441	20,000	20,000

「一般型」

		単位：人				
	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
実施園数 公立園 (単位：園)	-	5	-	5	/	/
実施園数 私立園 (単位：園)	-	8	-	7		
延べ利用者数 公立園	-	108	-	130	/	/
延べ利用者数 私立園	-	400	-	438		
一関・花泉地域	680	309	680	387	309	309
旧東磐井地域	400	199	400	181	199	199

9 延長保育事業

【事業概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育認定を受けたこどもについて、保育所等において通常の利用時間を延長して、保育を実施する事業です。

【令和8年度の取組について】

利用形態や利用時間等のニーズに応じた事業運営を行います。

単位：人

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
実施園数 公立園 (単位：園)	17	15	17	17	17	17
実施園数 私立園 (単位：園)	16	18	16	17	16	16
実利用者数 公立園	-	218	-	165	/	/
実利用者数 私立園	-	538	-	539		
一関・花泉地域	590	600	590	577	484	484
旧東磐井地域	180	156	170	127	132	132

10 病児保育事業

【事業概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【令和8年度の取組について】

市内の医療機関（1か所）と保育所等（2か所）に委託し、利用形態や利用時間等のニーズに応じた事業運営を行います。

単位：箇所・人

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
・病児対応型	2	2	2	2	3	3
延べ利用者数	48	103	48	328	48	48
・体調不良児対応型 私立園	3	2	3	2	3	3
延べ利用者数	500	210	500	158	500	500

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【令和8年度の取組について】

利用ニーズの高まりに応え、一人ひとりの育ちを大切にされた支援を継続しながら、受入体制の強化を進めます。

単位：人

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
児童クラブ（単位：クラブ）	-	21	-	22	22	22
支援の単位（単位：単位）	-	43	-	44	44	44
登録児童数 一関地域	869	886	845	897	1128	1128
登録児童数 花泉地域	151	164	145	164		
登録児童数 大東地域	113	61	108	58	368	368
登録児童数 千厩地域	110	120	109	129		
登録児童数 東山地域	58	49	55	37		
登録児童数 室根地域	67	36	65	31		
登録児童数 川崎地域	48	34	51	36		
登録児童数 藤沢地域	24	32	23	38		
登録児童数 計	1,440	1,382	1,401	1,456	1,496	1,496

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

当市が定める基準に該当する子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用を助成する事業です。

【令和8年度の取組について】

給食費及び教材費・行事費等の実費徴収額について、対象者に応じて補助を実施します。

単位：人

	R5年度計画	R5年度実績	R6年度計画	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画
給食費	100	51	100	42	226	215
教材費・行事費	310	209	310	221		

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度において保護者のニーズに沿った教育・保育の提供を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援し、地域ニーズに即した事業の拡大を図る事業です。

令和6年度、新たに事業所内保育事業1施設が開所しました。

平成27年4月から平成31年3月までの新規事業者の開所実績

小規模保育事業A型	2施設
小規模保育事業B型	2施設
事業所内保育事業	1施設
家庭的保育事業	6施設

※小規模保育事業A型として開所した1施設が、令和3年度に認可保育所に移行

※家庭的保育事業として開所した1施設が、令和4年度に小規模保育事業A型に移行

【令和8年度の取組について】

各事業者の意向について把握に努め、新規参入や事業の拡大について支援を行います。

14 子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）

【事業概要】

こどもの養育環境を整えるため、訪問支援員が育児や家事に負担を抱える子育て世帯を訪問し、育児や家事の支援を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

支援を要する世帯を中心に利用勧奨し計画的に支援を行います。なお、低所得世帯以外の「その他世帯」の利用者負担金について、国が定める基準額が増額（1時間あたり1,500円→1,650円）となりますが、市では利用料を据え置き（1時間あたり1,500円）します。

	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画	単位：回
支援回数（延べ）	84	300	300	

15 児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）

【事業概要】

様々な事情により居場所を必要とする子どもに対し、安心して過ごせる居場所を提供し支援を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

一関地域に加え、千厩地域の2拠点目の運営を開始します。支援を要する世帯を中心に利用勧奨し計画的に支援を行います。

	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画	単位：人
利用登録児童数	13	40	40	

16 親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子間における適切な関係性の構築を支援するために、子育てに悩みや不安を抱える保護者を対象に、こどもとの関わり方の相談助言を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

講義やグループワーク（1クール4回を年2回）を実施し、こどもの発達に応じた相談や助言、情報提供などの支援を行います。

	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画	単位：人
参加実人数（1クール4回）	17	16	16	

17 妊婦のための支援給付金給付事業

【事業概要】

妊娠期の経済的・精神的な負担を軽減するため、支援給付と妊婦等包括相談支援事業を組み合わせた総合的な支援を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

妊婦に対し支援給付金（1人あたり5万円×2回）を支給するとともに、面談等による伴走型相談支援を行い、妊婦の経済的及び精神的な負担の軽減を図ります。

	R6年度実績	R7年度計画	R8年度計画	単位：回
面談回数	797	1255	1214	

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

3歳未満の保育所等に通っていないこどもが他のこどもたちと触れ合うことで社会性が育まれるよう、保護者等の就労要件を問わず一定の利用可能時間内で保育を行う事業です。

【令和8年度の取組について】

令和8年度から全国での本格実施が始まることから、保護者のニーズに対応できるよう、実施施設を拡大しながら事業を継続します。

* 試行的運用		R7年度計画	R8年度計画	単位：人
量の見込み	数 児 童	0歳児	86	83
		1歳児	96	93
		2歳児	69	66
		合計	251	242

確保策		R7年度計画	R8年度計画	単位：人/週
確保策	可 受 能 け 時 間 れ 数	0歳児	280	420
		1歳児	300	450
		2歳児	220	330
		合計	800	1200

19 放課後子ども教室事業

【事業概要】

こどもたちの放課後の安全安心な活動拠点として市民センターや学校などに放課後子ども教室を開設し、各種体験活動を実施する事業です。

【令和8年度の実施について】

放課後に全ての子どもたちが参加できる学習や文化芸術活動、地域交流活動を行います。

20 学校支援活動事業

【事業概要】

地域住民が学校の求めに応じてボランティア活動を行い、学校における子どもたちの学びを支援する事業です。

【令和8年度の実施について】

地域住民の参画を得ながら、授業サポートや環境整備活動等を行います。

特定教育・保育施設の利用定員について

下記のとおり、特定教育・保育施設の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 13 条第 2 項の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

1 利用定員の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項及び第 29 条第 1 項において定められた、施設型給付費（委託費）及び地域型給付費の単価水準を決めるもの。

市は、施設の運営等が基準に適合しているか審査し、給付による財政支援の対象とすることが確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行うもの。

この利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっている。

【参考】 認可定員と利用定員の違い

- ・ 認可定員：教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
- ・ 利用定員：子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員

2 私立特定教育・保育施設の利用定員について

【変更日】

令和 8 年 4 月 1 日

【変更理由】

- ・ 利用需要に合わせた定員設定とするべく、私立特定教育・保育施設からの申出により、利用定員を変更するもの。
- ・ 適切な利用定員を設定することで、施設型給付費（委託費）の単価が増加することから、経営の安定が図られる。

利用定員内訳

(単位：人)

施設名	定員	1号認定	2号認定	3号認定		合計
				0歳児	1・2歳児	
愛心幼稚園	変更前	90	—	—	—	90
	変更後	72	—	—	—	72
	増減	△18	—	—	—	△18
山目保育園	変更前	—	37	9	24	70
	変更後	—	34	8	18	60
	増減	—	△3	△1	△6	△10
オレンジリ 一岩手保育園 (地域枠)	変更前	—	—	5		5
	変更後	—	—	9		9
	増減	—	—	4		4

※地域枠：事業所内保育事業の利用定員のうち、その事業所で勤務する従業員の子ども以外が利用できる定員枠のこと。

乳児等通園支援事業の認可について

下記のとおり、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可申請がありましたので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項及び一関市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱（令和6年一関市告示第65号）第4の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

こどもの成長の観点から「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とし、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業。

(1) 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式

(2) 一般型乳児等通園支援事業

保育所等の利用定員とは別に乳児等通園支援事業の定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式

2 認可について

【事業開始日】 令和8年4月1日

【認可予定事業者（余裕活用型乳児等通園支援事業）】

1	事業を実施する施設の名称	パステル保育園
	事業所の所在地	山目町一丁目 3-10
	事業の実施者	社会福祉法人クレッシェンド
2	事業を実施する施設の名称	金沢保育園
	事業所の所在地	花泉町金沢字大柳 60-1
	事業の実施者	社会福祉法人かざわ福祉会
3	事業を実施する施設の名称	オレンジリー岩手保育園
	事業所の所在地	真柴字矢ノ目沢 64-2
	事業の実施者	株式会社プレステージ・インターナショナル

【認可予定事業者（一般型乳児等通園支援事業）】

1	事業を実施する施設の名称	認定こども園赤荻保育園
	事業所の所在地	赤荻字清水 8-5
	事業の実施者	社会福祉法人赤荻保育園

【参考】児童福祉法に規定されている内容

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【参考】一関市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱に規定されている内容

第1 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、市長が、児童福祉法第34条の15第2項で規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）を行おうとする者に対し、その認可の申請、休止及び廃止の承認等を行うことに関し必要な事項を定める。

第4 市長は、乳児等通園支援事業の実施を認可しようとするときは、あらかじめ一関市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

下記のとおり、特定乳児等通園支援事業の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第3項の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

1 特定乳児等通園支援事業の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度（乳児等のための支援給付）となり、全ての自治体で実施されることとなった。

特定乳児等通園支援事業とは、市から給付を受けて実施する乳児等通園支援事業のことをいう。

2 利用定員の概要

市は、事業者からの申請に基づき事業の運営等が基準に適合しているか審査し、給付による財政支援の対象とするかの確認を行うが、その際に事業者と市で利用定員（同時に受け入れられる最大の児童数）の設定を行うことになっている。

この利用定員の設定にあたり子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっている。

3 特定乳児等通園支援事業の利用定員について

【事業開始日】 令和8年4月1日

(公立保育施設)

1	事業を実施する施設の名称	一関あおば保育園
	事業所の所在地	山目字前田 13-1
	利用定員	3人
2	事業を実施する施設の名称	摺沢こども園
	事業所の所在地	大東町摺沢字観音堂 82-2
	利用定員	3人
3	事業を実施する施設の名称	千厩保育園
	事業所の所在地	千厩町千厩字宮田 23
	利用定員	3人
4	事業を実施する施設の名称	東山こども園
	事業所の所在地	東山町長坂字西本町 130-1
	利用定員	3人
5	事業を実施する施設の名称	室根こども園
	事業所の所在地	室根町折壁字八幡沖 373-1
	利用定員	3人
6	事業を実施する施設の名称	川崎こども園
	事業所の所在地	川崎町薄衣字上段 46-1
	利用定員	3人
7	事業を実施する施設の名称	藤沢こども園
	事業所の所在地	藤沢町藤沢字仁郷 41-2
	利用定員	3人

(私立保育施設)

1	事業を実施する施設の名称	パステル保育園
	事業所の所在地	山目町一丁目 3-10
	利用定員	3人
2	事業を実施する施設の名称	認定こども園赤荻保育園
	事業所の所在地	赤荻字清水 8-5
	利用定員	6人
3	事業を実施する施設の名称	認定こども園幸町保育園
	事業所の所在地	幸町 1-14
	利用定員	3人
4	事業を実施する施設の名称	認定こども園幸町保育園・分園
	事業所の所在地	真柴字打越 20-5
	利用定員	3人
5	事業を実施する施設の名称	認定こども園桜保育園
	事業所の所在地	字東花王町 3
	利用定員	3人
6	事業を実施する施設の名称	たんぽぽこども園
	事業所の所在地	赤荻字上谷地 170-1
	利用定員	1人
7	事業を実施する施設の名称	こぐま桜木町保育園
	事業所の所在地	桜木町 3-6
	利用定員	2人
8	事業を実施する施設の名称	こぐま保育園
	事業所の所在地	新大町 35
	利用定員	2人
9	事業を実施する施設の名称	オレンジェリー岩手保育園
	事業所の所在地	真柴字矢ノ目沢 64-2
	利用定員	1人
10	事業を実施する施設の名称	はなほこども園
	事業所の所在地	花泉町花泉字田東 93
	利用定員	2人
11	事業を実施する施設の名称	わくつこども園
	事業所の所在地	花泉町涌津字悪法師 38-312
	利用定員	3人
12	事業を実施する施設の名称	認定こども園金沢保育園
	事業所の所在地	花泉町金沢字大柳 60-1
	利用定員	3人
13	事業を実施する施設の名称	丸喜の家にこここ保育園
	事業所の所在地	花泉町涌津字上原 10-2
	利用定員	2人

【参考】子ども・子育て支援法に規定されている内容

- 第 54 条の 2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第 55 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 56 条第 1 項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第 73 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

令和8年度の主な取組（新規・拡充分）

1	妊婦健康診査事業
妊産婦の健康の保持増進を目的とした健康診査を実施します。これまでの健康な妊娠・出産を迎える上で妊娠39週までに必要とされる14回の妊婦健康診査の公費助成に加え、 <u>妊娠40週以降も引き続き妊婦健診が必要な方に対し、出産に至るまで公費助成を拡充します。</u>	
2	産後ケア事業（妊産婦サポートケア事業）
産後間もない時期（出産後1年未満）に支援が必要な母子に対し、助産師等が、心身のケアや保健指導等を行います。開業助産師による訪問型、半日の通所型に加え、 <u>市内医療機関での全日の通所型、宿泊型を新設して実施します。</u>	
3	乳幼児健康診査事業
乳幼児の発育発達状況を把握するとともに、疾病の早期発見及び保健指導を行うため、健康診査を集団で実施します。現在実施している3～4か月、9～10か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査に加え、 <u>令和8年度から、こどもの特性を早期に把握し、適切な支援につなげるため、新たに、満5歳児（年中児）を対象に5歳児健診を実施します。</u>	
4	個別予防接種事業
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザワクチン接種費用の一部助成の対象者に、<u>高校生と妊婦を加え助成します。</u> ・乳幼児に多いRSウイルス感染症を予防するため、妊婦への母子免疫ワクチンの予防接種が定期接種に位置付けられることを踏まえ、<u>新たに、RSウイルスワクチン接種費用を、妊婦に全額助成します。</u> 	
5	私立保育所等ICT化推進事業
私立保育所等が、 <u>こども誰でも通園制度に対応するためのシステムを利用するにあたり、新たに、タブレット導入経費等の一部を補助します。</u>	
6	私立保育所等給食費物価高騰対策支援交付金
物価高騰に伴う子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、 <u>給食提供を行う私立保育所等に対し、児童1人あたりの補助単価を月600円から月1,000円に増額します。</u>	
7	放課後児童健全育成事業
放課後児童支援員等の人材の確保・育成を図るため、 <u>新たに、放課後児童クラブでの勤務を希望する者等を対象に子育て支援員研修を実施します。</u>	

8	こども・若者の意見聴取事業
こどもから意見や考えを聞き、こども施策に反映できるよう、 <u>市民向けシンポジウムを開催するなど、こどもの意見聴取の取組を拡充します。</u>	
9	こども食堂応援事業
こどもを中心とした多世代交流・地域交流の活動や場所づくりを促進するため、こども食堂の開催を奨励し、新規開設や等に要する経費に対し補助します。令和7年度に実施した「みんなの食堂支援事業費」と「子どもの居場所づくり推進事業費補助金」を一本化して、 <u>新たに、継続して取り組んでいる団体等を補助対象に加えます。</u>	
10	ひとり親養育費相談支援事業
ひとり親世帯の生活の安定を図るため、 <u>ひとり親が弁護士に養育費の確保に関する相談などを行った際の、費用に対する給付制度を新たに創設します。</u>	